

平成 27 年度第 1 回総合教育会議次第

日 時 平成 27 年 4 月 16 日 午前 9 時 30 分
場 所 ひかりプラザ 5 階 教育資料室

- 1 市長あいさつ
- 2 教育委員会委員長あいさつ
- 3 総合教育会議の開催にあたって …資料 1
〔教育総務課〕
- 4 協議・調整事項
 - (1) 国分寺市総合教育会議運営要綱（案）について …資料 2
〔政策経営課〕
 - (2) 国分寺市教育施策の大綱（案）について …資料 3
〔政策経営課〕
 - (3) （仮称）国分寺市学校教育懇談会について …資料 4
〔教育総務課〕
 - (4) その他
- 5 その他
 - (1) 次回の総合教育会議の日程（案）
平成 27 年 7 月 14 日（火）午後 1 時 30 分
ひかりプラザ 5 階 教育資料室
 - (2) その他

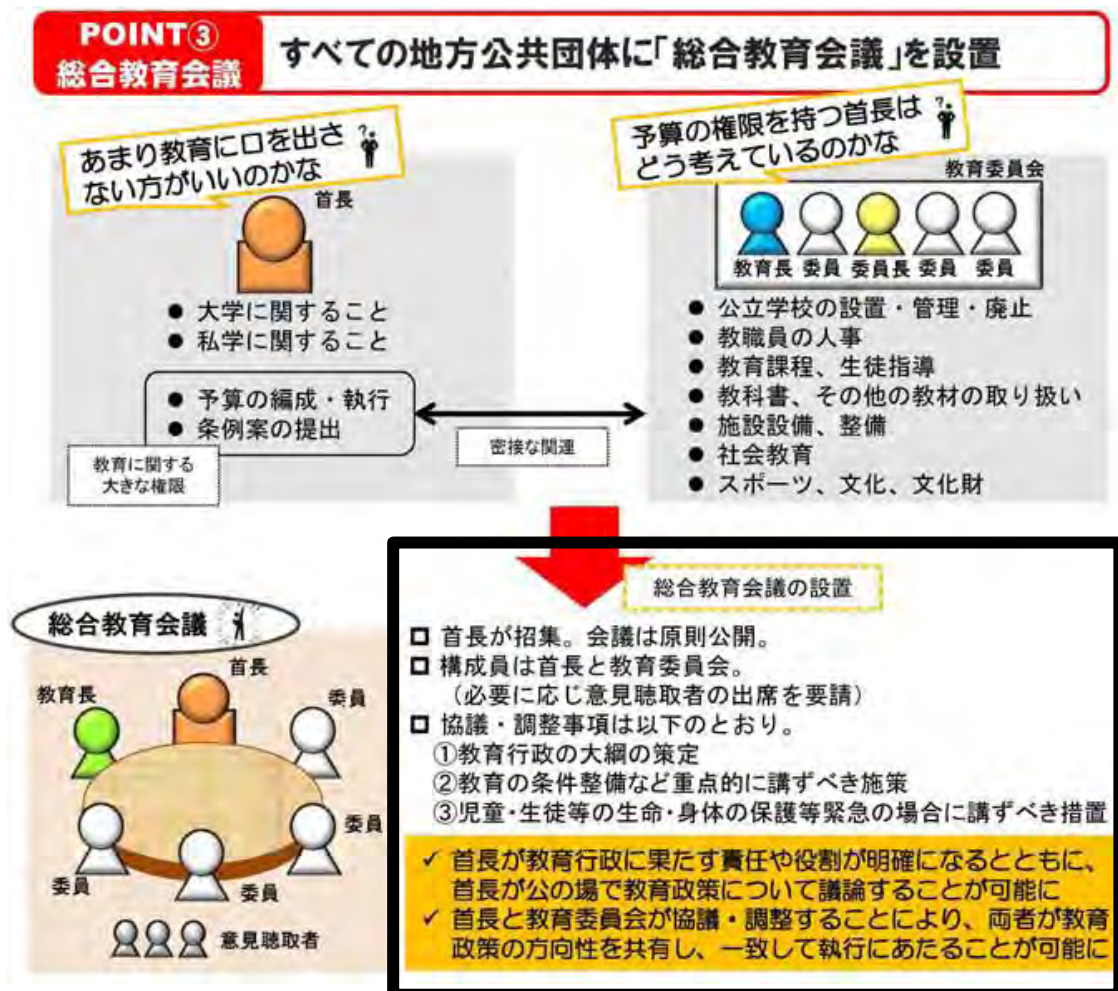
総合教育会議について

平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の一部を改正する法律」が施行され、法第 1 条の 4 第 1 項により、地方公共団体の長が総合教育会議を設けることが定められました。

1. 目的

地方公共団体の長と、教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

2. 概要



○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(第1条のみ抜粋)

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

(平一九法九七・追加)

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(平二六法七六・追加)

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

国分寺市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第 1 条の 4（総合教育会議）第 9 項の規定に基づき、国分寺市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第 2 条 会議は、市長及び教育委員会をもって組織する。

（会議）

第 3 条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会（以下「委員会」という。）は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議は、緊急を要する場合は、市長と教育長のみで開くことができる。

4 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第 4 条 会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第 5 条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（議事録）

第 5 条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務の調整)

第6条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(傍聴)

第7条 会議の傍聴については、国分寺市教育委員会会議傍聴人規則（昭和27年教委規則第4号）の規定（同規則第1条の規定を除く。）を準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

関係例規（抜粋）

○国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例

（会議の公開）

第5条 附属機関の会議は、公開することを原則とする。ただし、附属機関の所掌事項が不服申立て、苦情、あっせん若しくは調停に係るものである場合又は会議の内容が国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）第9条（実施機関の公開義務）各号に定める事項に該当するおそれがあると認められる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

○国分寺市情報公開条例

（実施機関の公開義務）

第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されているときを除き、公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により明らかに公開することができないと認められる情報
- (2) 個人の思想、信条、宗教、身体的特徴、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又はされ得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報。ただし、人の生命、身体、生活又は財産を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体、生活又は財産を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、行政上の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 市と国、地方公共団体又は公共的団体との間における協議、協力、調査等により実

施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、市と国、地方公共団体又は公共的団体との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められる情報

(6) 実施機関が行う監査、検査、徴税、交渉、争訟、試験、職員の身分取扱い、用地買収計画等の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業及び将来の同種の事務事業の公正かつ適正な執行又は意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

○国分寺市教育委員会会議傍聴人規則

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記載して係員の指示に従つて傍聴席に入らなければならない。

第2条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他教育長において傍聴を不相当と認める者

第3条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 帽子をかぶること。
- (5) 議場に入ること。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ教育長の許可を得なければならない。

第6条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき又は退場を命じたときは、速やかに、退場しなければならない。

第7条 前各条のほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

国分寺市教育施策の大綱(案)

第1期(平成 27 年度～平成 31 年度)

平成 27 年●月

国 分 寺 市

国分寺市教育委員会

目次

第一章 教育施策の大綱について	1
I 大綱の策定にあたって	1
1 趣旨	
2 期間	
3 教育ビジョンとの関係性について	
第二章 施策の展開	3
I 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進します	
1 豊かな心をはぐくみます	3
2 確かな学力を伸ばします	5
3 健やかな体を育てます	7
II 子どもが安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を推進します	
1 教員の資質・能力を高めます	8
2 家庭や地域の教育力を高めます	10
3 学校環境を整えます	11
III 子ども一人ひとりに応じた支援を充実します	
1 充実した学校生活になるように支援します	13
2 一人ひとりに応じた教育相談の体制を整えます	15
IV だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動するまちづくりを推進します	
1 だれもがいつでも学べる学習機会を充実します	16
2 学校や地域とともに学びます	18
3 生涯スポーツ社会の実現を目指します	19
V 歴史遺産を活かした歴史のまちづくりを推進します	
1 文化財に対する理解を深めます	21
2 市の歴史遺産の調査研究, 保存, 整備活用を進めます	22

第一章 教育施策の大綱について

I 大綱の策定にあたって

1 趣旨

これまで、本市においては、国分寺市教育委員会の教育目標に基づき主要施策を定め、さまざまな施策に取り組んでおり、平成 27 年2月に市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として「国分寺市教育ビジョン」を策定いたしました。今後は、教育ビジョンの主要施策を受けて決定する事務事業を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第26条で義務付けられた教育委員会の点検・評価の対象とし、教育の計画行政の仕組みとして推進していくことになります。

このような状況の中、平成 27 年4月1日に施行された改正地教行法第1条の3により、教育に関する「大綱」を策定することが定められました。

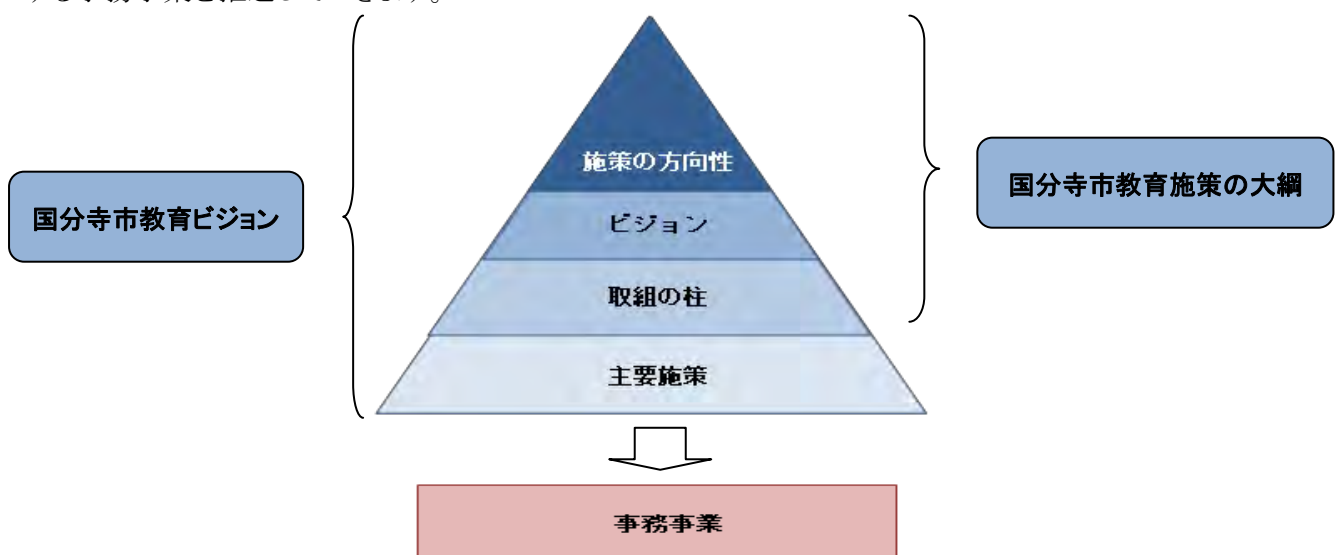
本市においては、改正地教行法第1条の4により設置された総合教育会議を開催し、大綱策定について検討した結果、教育ビジョンを踏まえた「教育施策の大綱」を策定いたしました。教育施策の大綱は、すべての市民が生涯を通じて主体的に学べるまちづくりの実現を目指すために、目標や施策の根本となる方針について定めるもので、市の教育に必要なさまざまな施策を展開する上での指針となります。

2 期間

教育ビジョンの期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間を一つの区切りとしており、教育ビジョンを踏まえた教育施策の大綱も同期間を一つの区切りとします。また、その間においても、教育をめぐる社会状況の変化等を踏まえ、国分寺市長期総合計画と整合性を図りながら、必要な改定について総合教育会議で適宜検討を行うこととします。

3 教育ビジョンとの関係性について

教育施策の大綱は教育ビジョンを踏まえて策定されたものであり、目標や施策の根本となる方針について定めたものです。一方、教育ビジョンは学校教育や社会教育の基本的な施策を体系的に整理し直し、取組の柱を達成するための主要施策を示しています。関係計画と整合性を図りながら、主要施策を受けて決定する事務事業を推進していきます。



II 教育施策の大綱体系図

施策の方向性		ビジョン		取組の柱	
I	子どもの「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進します	1	豊かな心をはぐくみます	1	人権尊重教育の推進
				2	道徳教育の推進
				3	いじめ防止等に関する取組の推進
				4	社会の変化に対応できる力の育成
				5	体験的活動の充実
		2	確かな学力を伸ばします	1	基礎的・基本的な知識及び技能の習得
				2	思考力・判断力・表現力の育成
				3	学習意欲の向上
				4	個に応じた指導の充実
3	健やかな体を育てます	1	生涯スポーツの基礎づくり		
		2	健康安全に生活する力の育成		
II	子どもが安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を推進します	1	教員の資質・能力を高めます	1	授業力の向上
				2	生活指導力の向上
				3	組織運営力の向上
				4	外部折衝力の向上
		2	家庭や地域の教育力を高めます	1	家庭・地域との連携の推進
				2	家庭の教育力向上への支援
		3	学校環境を整えます	1	施設整備の充実
				2	質の高い学校給食の推進
				3	防災・防犯対策の推進
III	子ども一人ひとりに応じた支援を充実します	1	充実した学校生活になるように支援します	1	特別支援教育体制の充実
				2	特別支援教育の理解推進
				3	特別支援教育基本計画の策定
		2	一人ひとりに応じた教育相談の体制を整えます	1	教育相談体制の強化
2	関係諸機関等との連携の推進				
IV	だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動するまちづくりを推進します	1	だれもがいつでも学べる学習機会を充実します	1	学ぶ機会の提供
				2	自主的な学びの支援
				3	学習環境の整備
		2	学校や地域とともに学びます	1	学校・地域との連携
				2	学びを活かす機会の創出
		3	生涯スポーツ社会の実現を目指します	1	健康づくりスポーツの推進
				2	競技志向スポーツの充実
				3	スポーツに親しむ環境の整備
		V	歴史遺産を活かした歴史のまちづくりを推進します	1	文化財に対する理解を深めます
2	ふるさと文化財愛護ボランティアの養成と活動支援				
2	市の歴史遺産の調査研究、保存、整備活用を進めます			1	市内文化財の調査・研究の推進
				2	文化財の保存・公開活用の推進
				3	史跡の保存・整備・活用の推進

第二章 施策の展開

施策の方向性 I

子どもの「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進します

【ビジョン1】豊かな心をはぐくみます

【国分寺市の目指す姿】

- 人権を尊重する教育や道徳教育が充実し、さまざまな体験活動を通じて、子どもたちの豊かな人間性や社会性が育っています。
- 子どもたちが、いじめや暴力などに悩むことのない、一人ひとりが大切にされる学校が実現し、保護者や地域の方からの信頼も一層高まっています。

取組の柱1 人権尊重教育の推進

子どもたちが、人権尊重の理念を理解し、実践する態度を身に付けるために、発達段階に応じて、人権の意義や内容、重要性についての理解を深め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、さまざまな場面や状況で具体的な態度や行動をとり、人権が尊重される社会づくりに寄与する資質や能力をはぐくむ人権教育を推進していきます。

【主要施策】

- (1) 学校の教育活動全体を通じた計画的な人権教育の推進
- (2) 学校全体での人権教育の取組の充実
- (3) 人権教育に関する実践的研究や研修の充実

取組の柱2 道徳教育の推進

子どもたちが、確かな倫理観や道徳性を身に付けるために、これからの社会を生きていく上で求められる人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念、自立心や自尊感情、他者とかかわり社会の一員としてその発展に貢献することができる力などの豊かな心をはぐくむ道徳教育を、学校・家庭・地域社会が連携して推進していきます。

【主要施策】

- (1) 教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- (2) 学校・家庭・地域社会が連携した道徳教育の充実
- (3) 道徳教育に関する実践的研究や研修の充実

取組の柱3 いじめ防止等に関する取組の推進

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせることもあります。このようないじめを根絶するために、子どもたちが、自分を大切にするとともに、他者を認め、いじめを許さない勇気を持ち、互いに思いやりを持ちながら生活することができるよう、国分寺市子どもいじめ虐待防止条例に基づき、学校・家庭・地域社会が一体となっていじめ防止教育の充実に取り組みます。

【主要施策】

- (1) いじめ防止に向けた取組の充実
- (2) いじめ防止教育の充実
- (3) いじめ防止対策審議会の充実
- (4) 虐待防止対策の推進

取組の柱4 社会の変化に対応できる力の育成

子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身に付けることが大切です。特に社会の変化の中で、教育に大きな影響を与えると考えられる、国際化、情報化、科学技術の発展、平和に関することや環境の問題を取り上げて、これらに対応する教育活動を推進します。

【主要施策】

- (1) 国際理解教育への取組の充実
- (2) 情報化社会への対応の推進
- (3) 環境教育の充実
- (4) 平和に関する学習機会の充実

取組の柱5 体験的活動の充実

子どもたちに豊かな人間性や社会性をはぐくむために、集団生活を通して協力して役割を果たすことの大切さなどを考える集団宿泊活動や、社会の一員であるという自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考え、自分自身をも高めるための職場体験活動やボランティア活動、自然や動植物を愛し大切にすることを育てる自然体験活動や部活動など、さまざまな体験活動の充実を図ります。

【主要施策】

- (1) 職場体験学習の充実
- (2) 体験学習・宿泊学習の充実
- (3) ボランティア活動の充実
- (4) クラブ活動・部活動の充実

【ビジョン2】 確かな学力を伸ばします

【国分寺市の目指す姿】

- 児童・生徒は、意欲とめあてをもって学び、基礎的・基本的な知識や技能について十分に習得ができています。
- 児童・生徒は、習得した基礎的・基本的な知識や技能を活用し、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付けています。

取組の柱1 基礎的・基本的な知識及び技能の習得

「基礎的・基本的な知識及び技能」は、すべての児童・生徒がおおむね習得できるようにすることが求められています。また、「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力」の育成においても重要な要素となります。

読み、書き、計算をはじめ、各教科等の基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けて、予習や復習、反復学習の重要性について教員の意識を高め、授業力の向上を図るとともに、家庭学習の習慣化を図ります。

【主要施策】

- (1) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に関する授業改善推進プランの策定
- (2) 習熟度別少人数指導の「基礎コース」の工夫改善
- (3) 反復学習の充実
- (4) 家庭学習の習慣化の推進
- (5) 学習補充活動の充実

取組の柱2 思考力・判断力・表現力の育成

「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力」の育成は、学習指導要領の改訂の柱となるものです。各教科における「言語活動」がこの学力を育成する主要場面となります。

言語活動では、自分の考えをもち、他者と伝え合い、再び自分の考えを深めるといった流れを通して、各教科の特性に応じて自分の言葉で表現できる力を育成します。

【主要施策】

- (1) 思考力・判断力・表現力の育成に関する授業改善推進プランの策定
- (2) 言語活動の推進
- (3) 教員の授業力向上
- (4) 教材・教具の活用の充実

取組の柱3 学習意欲の向上

授業を行うに当たっては、教材や教具の工夫、映像の活用、体験的学習の実施など児童・生徒の発達段階や教科の特性を踏まえて意欲付けを行います。また、単元のまとめでは、その単元全体を通して児童・生徒の努力と成果を認め、分かる楽しさや学ぶ意義を実感させるとともに、次の単元学習への関連付けを行いさらなる意欲向上を図ります。

【主要施策】

- (1) 学習状況調査の活用の推進
- (2) 体験的活動を取り入れた授業の充実
- (3) 指導と評価の一体化の推進
- (4) 外部人材との連携の強化
- (5) 学校図書館の活用の推進
- (6) 科学教室の活用の推進

取組の柱4 個に応じた指導の充実

個に応じた指導は、習熟度の差が大きくなりがちな教科で特に必要となります。また、学習の習得に困難を抱える児童・生徒に対しても、個に応じた指導の工夫や支援が求められています。

算数・数学の習熟度別少人数指導を効果的に進めていきます。基礎、標準、発展などのコースに分け、児童・生徒の習熟度に応じた授業展開を行います。今後、市立中学校では英語の授業においても少人数指導の全校導入を進めていきます。

また、各教科の授業においても、教科の特性を活かしながら個に応じた指導の充実に努めます。

【主要施策】

- (1) 習熟度別少人数指導の充実
- (2) 各教科における個に応じた指導の充実
- (3) キャリア教育の充実

【ビジョン3】 健やかな体を育てます

【国分寺市の目指す姿】

- 適切な運動経験の場の充実により、体力が向上するとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力が育っています。
- 健康・安全についての理解が深まり、明るく楽しい生活を営むことのできる態度が育っています。

取組の柱1 生涯スポーツの基礎づくり

体育の授業を充実させ、運動の楽しさや運動の楽しみ方を学ばせます。また、「体力調査」の結果を分析し、各校の体力課題を明確にし、その課題解決に向け継続的に取り組みます。健康や体力を保持・増進するための基礎的な能力や態度を養うとともに、日常生活の身体活動量を増加させ基礎体力を高めるような運動習慣を確立させます。さらには、生徒が興味・関心をもつ部活を展開し、生涯スポーツの基礎を培います。

【主要施策】

- (1) 体育の授業の充実
- (2) 全国体力・運動能力、東京都統一体力テストの活用の推進
- (3) 運動習慣の確立
- (4) 運動部活動の充実

取組の柱2 健康安全に生活する力の育成

健康な体を育てるために、子どもたちが自分自身の健康に対する関心を高め、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養うとともに、体験的学習を重視した食育を推進します。また、セーフティ教室や薬物乱用防止教室を開催し、子どもたち自身の危機回避能力を高めます。

【主要施策】

- (1) 保健領域の学習の充実
- (2) 食育の推進
- (3) アレルギー対応の推進
- (4) 学校保健委員会の活用の推進
- (5) セーフティ教室や薬物乱用防止教室の充実

施策の方向性Ⅱ

子どもが安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を推進します

【ビジョン1】 教員の資質・能力を高めます

【国分寺市の目指す姿】

- 子どもたちの興味・関心を引き出し、意欲的に取り組める授業を展開しています。
- 子どもたち一人ひとりの個性を的確に捉え、意欲的に学校生活を送れるよう支援しています。
- さまざまな課題に的確に対応できるよう、組織運営力が向上しています。
- 保護者や地域の方々と協力して、学校が子どもたちにとって居心地のよい場所となるよう努めています。

取組の柱1 授業力の向上

変化の激しい現代社会の中で、子どもたちに魅力ある授業を提供するためには、教員は、絶えず研究と修養に努め、自分の指導方法や教材を見直し、新しい情報を取り入れた授業づくりに取り組まなければなりません。

教員の能力や経験、ニーズに応じた研修を企画し、教員のライフステージに応じた研修体系を整備し、研修参加への意欲を高める工夫を行います。

【主要施策】

- (1) 教員研修の充実
- (2) 市教育研究会の活性化の支援
- (3) 校内研究(研修)と協議の充実
- (4) 学校公開による授業の充実
- (5) 管理職による授業観察と指導の充実

取組の柱2 生活指導力の向上

学校は、さまざまな個性をもった子どもたちがいる中で、お互いが切磋琢磨し学び合っています。しかし、いじめや問題行動、不登校等、子どもたちを取り巻く諸課題は多様化してきています。教員が子どもたち一人ひとりの個性を的確に把握し、個に応じたきめ細かな対応が求められています。

子どもたちの状況を的確に把握し、教育目標の達成と自己実現に向けて教育活動を進められる教員を育てるための取組を支援します。

【主要施策】

- (1) 関係機関との連絡会の推進
- (2) 生活指導主任会の充実
- (3) 学校と警察との相互連絡協定の活用の推進

- (4) 問題行動調査, いじめ調査の実施と活用の推進
- (5) 指導主事による学校訪問の実施
- (6) 学校行事や児童・生徒会活動の活性化
- (7) 部活動への支援や地域スポーツへの協力の推進

取組の柱3 組織運営力の向上

学校には、校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭、非常勤講師、事務職員、用務職員、給食職員等、さまざまな職層の人材がいます。このことは、学校が多様な人的資源の宝庫であると考えることができ、教育をめぐる課題解決のためには、これらを束ね、効果的に活用していくことで、より一層の効果が期待できます。

管理職のリーダーシップの下、学校組織を見直し、スリム化していく中で、各セッションで中心的な役割を担える教員や組織に積極的に貢献できる教員を育てていきます。

【主要施策】

- (1) 管理職や幹部教員のマネジメント力向上
- (2) 校内組織の見直しと充実
- (3) 学校評価を利用したPDCAサイクルの確立
- (4) 職務を通じた研修(OJT)の充実

取組の柱4 外部折衝力の向上

学校は子どもたちにとって、通うことが楽しく、自分自身を確実に成長させてくれると実感できる場所ではなくてはなりません。

保護者や地域との協力体制を構築し、学校と地域が互いに手を取り合っ、ともに地域のなかに存在する学校という認識の下、魅力ある学校づくりを進めていく必要があります。

保護者や地域とのパイプ役や連携の推進役となる力量ある教員を育てていきます。

【主要施策】

- (1) 地域行事等への積極的参加の奨励
- (2) 授業や体験活動等における外部人材との連携の強化
- (3) ボランティアや社会貢献活動への参加、協力の推進

【ビジョン2】 家庭や地域の教育力を高めます

【国分寺市の目指す姿】

- 開かれた学校運営により、保護者や地域の方々の教育活動や行事への参画が進んでいます。
- 地域との連携や家庭への情報提供、参加型事業などを通して、豊かな親子関係づくりや家庭の教育力を高めるための取組が進んでいます。

取組の柱1 家庭・地域との連携の推進

学校と家庭、地域社会が連携して、心身共に健康な児童・生徒を育成することが大切です。そのためには、学校と家庭、地域社会のそれぞれが教育の重要な担い手となり、それぞれの役割を果たしていく必要があります。家庭や地域社会では、子どもたちと触れ合いながら、学校教育だけではできないさまざまな体験活動や交流活動を推進し、学びを支えます。学校は、学校運営に家庭や地域の教育力を活かしたり、積極的に教育活動を公開したりするとともに、掲げた目標の達成状況や取組内容を評価し、組織的・継続的な改善を図っていきます。

【主要施策】

- (1) 国分寺市 教育7DAYS の充実
- (2) 外部人材との連携による教育活動の推進
- (3) 地域における職場体験の充実
- (4) サマースクールの充実
- (5) コミュニティ・スクール協議会、学校運営協議会の活性化
- (6) 学校評価の効果的な活用の推進
- (7) 学校公開の充実
- (8) 児童・生徒、保護者アンケートの活用の推進
- (9) ブログ等を活用した学校情報の発信の充実

取組の柱2 家庭の教育力向上への支援

すべての保護者が、子どもの教育に責任を持ち、積極的に関われるように支援体制を整えます。また、子育てや家庭の教育力を高めるために、さまざまな情報提供や参加型の事業を充実させます。

【主要施策】

- (1) 家庭教育に関する保護者への情報提供
- (2) 子育て支援に関する連携及び協力体制の充実
- (3) 保護者への支援体制の充実
- (4) 親子で参加できる講座の充実

【ビジョン3】 学校環境を整えます

【国分寺市の目指す姿】

- 子どもたちは、快適な学習環境の中で意欲的に学んでいます。
- 子どもたちは、おいしく、安心・安全な給食を食べ、健全な食生活が身に付いています。
- 子どもたちは、安全な通学路や学校環境のもと安心して学校生活を送っています。

取組の柱1 施設整備の充実

子どもたちが安心して健やかかつ意欲的に学校生活を送るためには、安全で快適な学習環境の整備が必要です。

老朽化した施設による事故防止のため、きめ細やかな点検・修繕を行うとともに、安全性・快適性の向上に向けて、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた改修を校舎、屋内運動場、プール、トイレ等に計画的に行い、子どもたちが快適な学校生活を送れるようにしていきます。

また、子どもたちが意欲的に学べるよう、学校備品の整備・充実及びICT環境の整備を進めていきます。

【主要施策】

- (1) 各学校の施設維持管理の充実
- (2) 市立小・中学校校舎及び屋内運動場の大規模改修の推進
- (3) トイレ及びプールの改修の推進
- (4) ICT環境の整備の充実
- (5) 学校備品の充実

取組の柱2 質の高い学校給食の推進

健やかな子どもの成長のために、学校給食が担う役割は大きいものがあります。おいしく、かつ安全・安心な学校給食をさらに充実させていくとともに、子どもたちが健全な食生活ができるよう食育教育に取り組みます。

学校給食の充実のため地場野菜の使用割合を増やすとともに給食残菜の減少に努めます。食物アレルギーに対しては、マニュアル等を活用し教職員・保護者・医師との間で情報共有に努め、事故の発生を防ぎます。

【主要施策】

- (1) 栄養職員等による食育指導の充実
- (2) 地場野菜の使用割合の拡充
- (3) 給食残菜の減少の推進
- (4) 自校式による小学校給食調理業務の充実
- (5) 食品の安全性の確保及びアレルギー食対応の徹底
- (6) 給食食材の放射性物質検査の継続

取組の柱3 防災・防犯対策の推進

子どもたちが安全かつ安心して学習できる環境を整え、また、学校が、震災時の避難場所、地域コミュニティの拠点として活性化した施設となるよう計画的に施設の改修を行っていく必要があります。地区防災センター及び安全の避難所として安全に活用できるよう非構造部材の対応を行います。

また、家庭、学校も含め、地域全体で子どもの安全を守ることが重要です。このため、子どもたちが事件、事故並びに災害等に巻き込まれることがないように、学校、保護者、警察署、消防署等と連携し地域の安全・安心を確保します。

【主要施策】

- (1) 非構造部材への対応の推進
- (2) 通学路への防犯カメラ設置の推進
- (3) 通学路の安全点検の徹底
- (4) 地域の見守り活動の推進
- (5) 地域や保護者と連携した防災訓練の充実

施策の方向性Ⅲ

子ども一人ひとりに応じた支援を充実します

【ビジョン1】 充実した学校生活になるように支援します

【国分寺市の目指す姿】

- すべての子どもたちが楽しく充実した学校生活を送っています。
- 子どもを支援する関係諸機関と学校との連携が図られています。

取組の柱1 特別支援教育体制の充実

すべての児童・生徒の抱える教育的ニーズをとらえ、通常の学級での支援の充実と併せて、特別支援学級の充実、発展を図ります。その中で、一人ひとりの生活や学習上の困難を改善し、克服し、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支えるために合理的配慮を推進します。

【主要施策】

- (1) 特別支援教育相談員の派遣の推進
- (2) 特別支援教育支援員,特別支援学級介助員,特別支援教育クラスアシスタントの配置の充実
- (3) 校内委員会の推進
- (4) 個別の教育支援計画の活用の推進
- (5) 特別支援教室の設置と活用の推進
- (6) 副籍制度事業の充実

取組の柱2 特別支援教育の理解推進

特殊教育から特別支援教育に転換し約 10 年がたち、特別支援教育についての理解は広まりつつありますが、今後も、法改正や国や都の動向を踏まえて、適切に対応することが求められています。

また、近年発達障害が注目され、子どもの学習・行動面にきめ細かい指導・支援が必要とされており、教職員の専門性の向上が課題となっています。

そのために、関係機関がそれぞれ収集した情報を共有し、研修を重ねることで理解を深め、体制整備に努めていきます。

【主要施策】

- (1) 特別支援教育研修会の充実
- (2) 就学相談の充実
- (3) 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実

取組の柱3 特別支援教育基本計画の策定

本市は、平成 20 年 5 月に「国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)」、平成 24 年 3 月に「第2次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)」を策定し、特別支援教育推進の基本的な方向性を示しました。現在まで、これらの計画に基づき、小・中学校における特別支援教育推進体制を整備してきました。

現在「第2次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)」に基づき推進していますが、この計画は平成 28 年度までのものとなっています。

新たな計画を策定し、今後の特別支援教育推進体制を整備します。

【主要施策】

(1) 国分寺市第3次基本計画の策定

【ビジョン2】 一人ひとりに応じた教育相談の体制を整えます

【国分寺市の目指す姿】

- 悩みをもった児童・生徒・保護者等が、スクールカウンセラーや教育相談員に、気軽に相談をしています。
- 教育相談室や学校は、いつでも関係諸機関と連携が取れる状況になっています。
- 不登校児童・生徒に対して、適応指導教室(トライルーム)において体験活動等を通して学校復帰や社会的自立を目指しています。

取組の柱1 教育相談体制の強化

児童・生徒等が毎日元気に充実した生活を送るために、悩みをもった児童・生徒・保護者等が、いつでも気軽に相談をして悩みが小さいうちに解決できるようにしていきます。

そのために、教育相談体制の充実に努め、教育相談室において誰もが気軽に相談できる体制や環境を整えます。さらに各学校においても、児童・生徒・保護者等が相談しやすい体制や環境を整えます。

【主要施策】

- (1) 教育相談室の充実
- (2) 不登校児童・生徒への対応の強化
- (3) 適応指導教室(トライルーム)の充実
- (4) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援の充実

取組の柱2 関係諸機関等との連携の推進

児童・生徒・保護者等からの相談の内容により、教育相談室や学校は組織として対応を図ります。また、相談内容に応じて適切な関係諸機関と連携を図り、問題解決のための方策を探っていきます。

【主要施策】

- (1) 生活指導部会等を中心とした組織対応の充実
- (2) 関係諸機関との連携の強化

施策の方向性Ⅳ

だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動するまちづくりを推進します

【ビジョン1】だれもがいつでも学べる学習機会を充実します

【国分寺市の目指す姿】

- 一人ひとりの学びを公民館や図書館が支援し、自ら学び自ら行動する市民が集う地域社会になっています。
- 公民館での活動を通し市民同士がつながり、生涯を通じた学習の場が充実しています。

取組の柱1 学ぶ機会の提供

自らの「知りたい」「学びたい」という気持ちを大切に、だれもがいつでも身近な公民館や図書館で学び、また必要な情報を入手できることが求められています。

公民館では、市民生活に即した教育や学術・文化に関する事業を行い、幅広い年齢層の市民に学習の機会の提供を行います。また、図書館では、東京都立図書館など関連機関とも連携し、市内所蔵資料に加えた幅広い資料や情報の提供を行います。

「知る」喜びや「学ぶ」楽しみを、一人ひとりの市民が感じることができるよう、学習の機会の充実を目指します。

【主要施策】

- (1) 公民館における学習機会の充実
- (2) 図書館における資料・情報提供の充実
- (3) 家庭での学習支援の推進
- (4) 障害者に対する学習支援の推進
- (5) 地域の課題解決に向けた学習の充実
- (6) 地域情報の提供の拡充

取組の柱2 自主的な学びの支援

だれもがいつでも自主的に学習することや活動することができ、ともに育ち合うことができるように、公民館や図書館が学習や活動を支援することが求められています。

公民館では、学習や活動の場の提供を行い、自主的なグループ活動を支援します。また、公開事業やグループ企画事業、保育室活動などを通して、市民の学びを支援します。

図書館では、障害者や来館困難者にも同様のサービスを提供するために、ホームページでの資料検索や情報提供の充実と、障害者や高齢者などだれもが使いやすいウェブ環境の向上を図ります。また、レファレンスサービスを通して、学習及び研究の支援を行います。

市民の学習や活動を支援し、等しく学習の機会のある創造性豊かな地域社会を目指します。

【主要施策】

- (1) 公民館におけるグループ活動支援の推進
- (2) 図書館における情報収集の支援の推進
- (3) 図書館のレファレンスサービスの拡充
- (4) 家庭教育活動支援の推進
- (5) 障害者学習活動支援の推進
- (6) 市民がともに学ぶ場の拡充
- (7) 学習活動の発表の機会の拡充
- (8) 情報格差をなくす学習機会の充実

取組の柱3 学習環境の整備

公民館や図書館には、だれもがいつでも自由に利用できる学習スペースを確保することや、多様な学習に対応するための資料や情報の提供、学習や活動で利用できる設備を整えることが求められています。また、将来を見据えた学習環境の充実を図ること、地域コミュニティの拠点となるような、子どもから高齢者までだれもが自由に安心して利用できる施設であることが必要です。

市民一人ひとりが、いつでもどこでも学び集い活動できるように、また地域社会における人と人とのつながりの拠点となり、世代を超えたつながりが持てる施設として、公民館や図書館の環境を整備します。

【主要施策】

- (1) 学習や活動に関する情報発信の拡充
- (2) ICTを活用した環境整備の推進
- (3) とともに学ぶ学習機会充実の仕組みづくり
- (4) 公民館・図書館の施設維持管理の充実
- (5) 安全・安心な施設整備の推進
- (6) 図書館機能の拠点の拡充
- (7) 電子予約システムの整備の推進

【ビジョン2】 学校や地域とともに学びます

【国分寺市の目指す姿】

- 市民と学校や地域が連携し、地域の教育力の向上が図られています。
- 市民の学習成果が地域に還元されることによって、人と人との結びつきが強まり、コミュニティが活性化しています。

取組の柱1 学校・地域との連携

地域社会全体の教育力の向上を目指し、学校や公民館・図書館が、地域で活動する市民団体などと連携を図り、市民と行政の協働による事業を進めていくことが求められています。

学習ニーズの多様化に応え、その地域での学習機会を創出し、活動を支援します。また、市民の主体的な学習機会の拡充に取り組み、地域コミュニティの形成を目指します。

【主要施策】

- (1) とともに学びあう機会の創出
- (2) 学校との協働事業の推進
- (3) 市民との協働事業の推進
- (4) 学校施設を活用した事業の推進
- (5) 市民の交流活動の推進
- (6) 近隣の関連機関・民間機関との連携事業の推進
- (7) 行政等関係部署と連携した学習機会の提供の推進

取組の柱2 学びを活かす機会の創出

市民が学習した成果を発表する機会をつくり、その学びが社会の評価を得ることで生きがいを感じられるように支援していくことが大切です。また、地域で活動する学習コミュニティの活性化を支援し、地域全体の教育力の向上に向けた取組を推進することが求められています。

学習成果を地域に還元することで、市民が互いに学ぶ循環型の学習環境の整備を進めます。また、市民の学習が地域のまちづくりに還元され、コミュニティの活性化が図られるように、自ら学び考え行動する、地域づくりを担う市民の育成を目指します。

【主要施策】

- (1) 相互学習支援の推進
- (2) 学習の地域還元の推進
- (3) 学習成果の活用の推進
- (4) 文化財を活かした地域コミュニティの形成への支援の推進
- (5) 指導者等の育成の推進
- (6) 学習支援体制の推進

【ビジョン3】生涯スポーツ社会の実現を目指します

【国分寺市の目指す姿】

- 子どもから高齢者まで、市民だれもが参加してスポーツを楽しんでいます。
- スポーツ関連施設の整備やスポーツ活動への支援等により、スポーツに親しむことができる環境が整備されています。
- スポーツを通じて人や地域の相互の交流が広がり、地域の一体感が生み出され、地域づくりが進んでいます。

取組の柱1 健康づくりスポーツの推進

子どもから高齢者に至るまで、生活を楽しく豊かなものするために体力向上や健康増進を図ります。また、市民だれもがスポーツを身近に感じ、健康づくり、体力づくり、生きがいづくり、仲間づくりなどを実行できるよう推進します。

主催事業の開催や総合型地域スポーツクラブ等、スポーツを通じた健康づくりを進めます。

【主要施策】

- (1) 高齢者・障害者スポーツの充実
- (2) レクリエーション活動の充実
- (3) 総合型地域スポーツクラブへの支援拡充
- (4) スポーツ推進委員の活動の充実

取組の柱2 競技志向スポーツの充実

さらなる競技技術の向上を図り、大会で活躍する市民のサポートを進めます。スポーツの普及、指導者の育成に関しては、各種講習会を受講するなど、スキルアップを図っていますが、さらに講習会の充実を図りながら、より専門性の高い指導者の育成を推進します。限られた施設の中で、施設を有効に利用して環境面からのサポートを進めていきます。

【主要施策】

- (1) 選手団派遣の推進
- (2) 市民体育大会の充実
- (3) 競技スポーツ選手養成の推進
- (4) 体育協会への支援の充実
- (5) スポーツ推進委員育成の推進

取組の柱3 スポーツに親しむ環境の整備

スポーツは、人と人の交流や地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成します。スポーツを通じた仲間づくりや地域づくりは、地域社会の形成に大きな役割を果たすことから、スポーツ関連施設の整備を推進します。

身近な施設で手軽なスポーツを楽しむ機会の拡大を図り、スポーツに親しむ環境整備を進めることで、地域間の交流の基盤が形成されるよう推進します。

【主要施策】

- (1) 市民の自主的なスポーツ活動への支援の推進
- (2) 身近な場所でスポーツに親しめる場の充実
- (3) 市民が気軽にスポーツを楽しむ機会の充実
- (4) 体育施設の維持管理の充実

施策の方向性V

歴史遺産を活かした歴史のまちづくりを推進します

【ビジョン1】文化財に対する理解を深めます

【国分寺市の目指す姿】

- 市民はさまざまな機会をとらえ、文化財に触れ、親しみ、理解を深めています。
- 市民自らがボランティアとして文化財の普及活動に取り組んでいます。

取組の柱1 文化財普及事業の推進

国分寺市域では 35,000 年前ごろに人が住み始め、以来多くの歴史が刻まれ、その足跡としてさまざまな文化財が残されています。このような国分寺市の歴史や文化財に市民が触れ、学び、理解することは文化財愛護の気持ちを育み、さらには「ふるさと こくぶんじ」への思いとして国分寺市に誇りと郷土愛を持つきっかけとなります。特に子どもの時期から国分寺市の文化財に触れることで、早い時期から我がまち(国分寺市)を理解し、愛する心が生まれ、そして大人になって「ふるさと」として心に残ります。

市民が国分寺市の歴史や文化財に触れる機会を積極的に提供します。

【主要施策】

- (1) 学校教育としての文化財活用の推進
- (2) 校外学習事業の拡大
- (3) 文化財に触れる機会の拡充(各種文化財普及イベントの開催)
- (4) デジタル博物館による文化財に関する情報提供の推進
- (5) 国分寺市の歴史に関する情報提供の推進
- (6) 歴史の伝承の推進

取組の柱2 ふるさと文化財愛護ボランティアの養成と活動支援

市民の中にはすでに文化財を理解し、市と共に自らが文化財の保護・普及に貢献したいという思いを持ち、史跡地とその周辺を案内する「史跡ガイドボランティア」、史跡にとどまらずに国分寺市内の文化財を広く紹介する「文化財普及ボランティア」をはじめ、各ボランティア活動を行っている方々があります。また市でも、市民が文化財愛護の気持ちをもって、市民自らが文化財の保護と普及に関するボランティア活動をしていただきたいと考えています。市民がボランティア活動を行う上で必要な知識と技術、並びに活動の機会を提供し、市民が行う文化財の保護と普及に関するボランティア活動を支援します。

【主要施策】

- (1) ボランティア活動者数の拡大(ボランティア養成講座の実施)
- (2) ボランティア活動事業の充実
- (3) ボランティア活動支援の推進
- (4) ボランティアによる文化財普及活動の拡充

【ビジョン2】市の歴史遺産の調査研究、保存、整備活用を進めます

【国分寺市の目指す姿】

- 国分寺市の歴史や当時の様相を究明するため、国分寺市の文化財についての調査研究が進んでいます。
- 調査研究をもとに、文化財の保存と整備、活用が進んでいます。
- 史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の公有化や整備が進み、市民の憩いの場、学習の場となっています。

取組の柱1 市内文化財の調査・研究の推進

国分寺市の歴史は古く、その痕跡は地下に眠っています。市の歴史究明を進めるため、市内の埋蔵文化財包蔵地での埋蔵文化財調査・研究及び国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の調査・研究を進めます。また、今までの市の調査では把握しきれていない文化財も多くあることから、国分寺市域内に存する文化財の調査・研究を推進します。

【主要施策】

- (1) 埋蔵文化財調査の推進
- (2) 史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の究明の推進
- (3) 市内文化財総合調査の推進
- (4) 古文書及び民具の究明の推進
- (5) おたかの道湧水園内歴史的建造物保存修理事業の推進
- (6) 調査研究の成果(報告書)公開の推進

取組の柱2 文化財の保存・公開活用の推進

国分寺市には多くの文化財が残されています。文化財は後世へ伝えるため大切に保存されなければなりません。また多くの市民に公開され、文化財についての理解をいただきたいと考えています。市が現在保存・管理している文化財は多く、その収蔵庫は飽和状態となりつつあることから、出土品等の文化財を再整理し、保管環境の改善を図ります。またこの環境改善により保存文化財の出し入れを容易にできるようにし、これらの文化財の公開活用を推進します。

個人所有の文化財についても所有者の協力を得て保存と公開活用を進めます。

【主要施策】

- (1) 出土した埋蔵文化財(出土品)の保存再整理の推進
- (2) おたかの道湧水園内歴史的建造物(旧本多家住宅長屋門)の保存・公開活用の推進
- (3) 東京都指定名勝「真姿の池湧水群」の保存・公開活用の推進
- (4) 文化財展示施設を中心とした公開展示の充実
- (5) 保存・公開施設の設置の検討

取組の柱3 史跡の保存・整備・活用の推進

地下に眠る 685(天武 14)年頃に整備された東山道武蔵路跡及び741(天平3)年に聖武天皇の「国分寺建立の詔^{こんりゆう みことり}」により全国60余国に設置された国分寺の中でも最大級の面積を持つ武蔵国分寺跡を大切に保存する必要があります。歴史公園として整備し、市民が史跡武蔵国分寺跡に触れながら憩える場や歴史学習の場として活用していきます。また、整備のための事前遺構確認調査の結果を学術報告書として刊行します。

【主要施策】

- (1) 史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の保存管理の推進
- (2) 史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の指定地公有化の推進
- (3) 史跡武蔵国分寺跡保存整備事業(僧寺地区)の推進
- (4) 史跡地内の道路付け替えの行政課題への対応の推進
- (5) 事前遺構確認調査学術報告書作成の推進

国分寺市教育施策の大綱(案)

発行:国分寺市

編集:政策部政策経営課

〒185-8501 国分寺市戸倉一丁目6番地1

電 話 042-325-0111(代表) 内線 404

FAX 042-325-1380

e-mail seisaku@city.kokubunji.tokyo.jp

(仮称) 国分寺市学校教育懇談会について

1. 主催

教育委員会

2. 出席者

市長，教育委員会委員，保護者（各校1名），小中学校長

※説明員として，教育委員会部長・課長職，指導主事

（教育委員会定例会と異なり，公民館長は除く）

3. 開催日時

第1回 7月22日（水）10時 ひかりプラザ203・204会議室

第2回 10月を予定

4. 保護者・小中学校長の出席

第1回と第2回で東西に分けて開催する。

東（第1回）	西（第2回）
一小，三小，四小，七小，九小	二小，五小，六小，八小，十小
一中，二中，四中	三中，五中

5. 懇談テーマ

児童・生徒の生活に関するテーマで，ある程度決めることを想定

例1：行政・学校・家庭・地域の連携について

例2：家庭の教育力向上への支援について

例3：小学校教育と中学校教育の継続性について

6. 根拠

（仮称）国分寺市学校教育懇談会実施要領⇒別紙参照

(仮称) 国分寺市学校教育懇談会実施要領 (案)

(趣旨)

第1条 この要領は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興を図ることを目的に、広く保護者及び学校長と意見を交換するため、国分寺市学校教育懇談会（以下、「懇談会」という。）を実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 懇談会は、次の者を対象とする。

- (1) 市立小中学校の保護者 各校1人以内
- (2) 市立小中学校学校長

(出席者)

第3条 懇談会の市及び教育委員会の出席者は、原則として市長、教育長及び教育委員会委員とする。

2 各校の保護者は、校長が推薦する者とする。

(関係者の出席)

第4条 教育長は、必要があると認めるときは、前条に規定する出席者以外の者の出席を求めることができる。

(報酬)

第5条 懇談会に参加する出席者の報酬は、無償とする。

(開催)

第6条 懇談会は、教育長が必要に応じて開催するものとする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条（旧教育長に関する経過措置）第1項の場合においては、第3条中「市長，教育長及び教育委員会委員」を「市長及び教育委員会委員」に読み替えるものとする。